

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 理事・監事・評議員選任規程

制 定 平成 5年 4月 1日
最新改正 令和 5年 8月 17日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第6条、第7条及び第18条及び第19条に規定する理事・監事及び評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の選任)

第2条 定款第18条第1項第1号に規定する理事は、区分部会別に次の数を上限とし、選任する。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 地域福祉関係団体部会 | 6名 |
| (2) 当事者団体部会 | 1名 |
| (3) 専門機関部会 | 3名 |
| (4) 学識経験者部会 | 1名 |

(監事の選任)

第3条 定款第18条第1項第2号に規定する監事は、次の各号に該当する者の中から、監事の過半数の同意を得て、理事会において候補者を選定し、評議員会の決議によって選任する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 社会福祉事業について識見を有する者 | 2名 |
| (2) 財務管理について識見を有する者 | 1名 |

(評議員の選任)

第4条 定款第6条第1項に規定する評議員は、区分部会別に次の数を上限とし、選任する。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 地域福祉関係団体部会 | 10名 |
| (2) 当事者団体部会 | 2名 |
| (3) 専門機関部会 | 9名 |
| (4) 学識経験者部会 | 2名 |

2 評議員の選任は、各区分部会より推薦された者を選任候補者とし、理事会による定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会への推薦を経て、評議員選任・解任委員会の決議によって選任する。

(委任)

第5条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5年 4月 1日より施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成19年 5月29日より施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成29年 2月24日〔定款変更が認可された日〕から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、令和 5年 8月17日〔定款変更が認可された日〕から施行する。